

国立大学法人東京海洋大学役員報酬の臨時特例に関する規則

平成24年6月28日
海洋大規第118号

(趣旨)

第1条 この規則は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が施行されたことに伴い、国立大学法人東京海洋大学役員報酬規則(平成16年海洋大規第11号。以下「役員報酬規則」という。)に定める給与等の支給に関して特例を定めるものとする。

(本学役員報酬規則の特例)

第2条 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、役員報酬規則第4条に掲げる基本給月額適用を受ける常勤役員に当たっては、基本給月額から、基本給月額に、100分の9.77(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、役員報酬規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 地域手当 当該役員の基本給月額に対する地域手当の月額に当該役員を支給減額率を乗じて得た額
- 二 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(端数計算)

第3条 この規則の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成24年7月1日より施行する。